

令和3年 第5回定例会

# 道志村議会会議録

令和3年9月7日 開会

令和3年9月17日 閉会

道志村議会

## 令和3年第5回道志村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (9月7日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため議場に出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○村長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○一般質問	9
佐藤進君	9
佐藤光栄君	17

### 第 2 号 (9月8日)

○議事日程	29
○出席議員	30
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○職務のため議場に出席した者の職氏名	30
○開議の宣告	31
○議事日程の報告	31
○日程の順序変更	31

○議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 1
○議案第 5 6 号から議案第 6 1 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	3 3

### 第 3 号 (9月17日)

○議事日程	3 7
○出席議員	3 8
○欠席議員	3 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 8
○職務のため議場に出席した者の職氏名	3 8
○開議の宣告	3 9
○諸般の報告	3 9
○議事日程の報告	3 9
○報告第 2 号の報告	3 9
○報告第 3 号の報告	4 0
○報告第 4 号の報告	4 1
○議案第 5 1 号から議案第 5 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
○認定第 2 号から認定第 8 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
○認定第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 2
○同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○同意第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○日程の追加	5 5
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○閉会中の継続調査について	6 1
○村長挨拶	6 1
○閉議の宣告	6 2
○閉会の宣告	6 2

○署名議員..... 63

道志村告示第13号

令和3年第5回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年8月20日

道志村長 長 田 富 也

記

- 1 期 日 令和3年9月7日(火)
- 2 場 所 水源の郷やまゆりセンターふれあいホール

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

---

不応招議員（なし）

---

## 令和3年第5回道志村議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 2号 令和2年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 5 報告第 3号 令和2年度株式会社どうしの経営状況の報告について
- 第 6 報告第 4号 令和3年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和2年度分）の提出について
- 第 7 議案第51号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第52号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第53号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第54号 道志村山ゆりの里農村公園の設置及び管理条例を廃止する条例
- 第11 議案第55号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第3回）
- 第12 議案第56号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第13 議案第57号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第14 議案第58号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第15 議案第59号 令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第16 議案第60号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）
- 第17 議案第61号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）
- 第18 認定第 1号 令和2年度道志村一般会計決算の認定について
- 第19 認定第 2号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第20 認定第 3号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第21 認定第 4号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第22 認定第 5号 令和2年度道志村介護保険特別会計決算の認定について

- 第23 認定第 6号 令和2年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について  
第24 認定第 7号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について  
第25 認定第 8号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について  
第26 認定第 9号 令和2年度山梨県東部広域連合一般会計決算の認定について  
第27 同意第 1号 道志村副村長の選任につき同意を求めることについて  
第28 同意第 2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
第29 同意第 3号 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 

**出席議員（10名）**

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

村長	長田富也君	教育長	佐藤文泰君
総務課長	菅谷克士君	住民健康課長	山口登美君
産業振興課長	佐藤勇樹君	ふるさと振興課長	山口かおり君

---

**職務のため議場に出席した者の職氏名**

事務局長 佐藤万寿人君

---

### ◎開会の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第5回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

---

### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和3年第5回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第5回道志村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにはご多忙にもかかわらず全議員のご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

今議会は、私にとりましても村政3期目で迎える初めての定例会となりますので、所信を少し簡潔に申し上げたいと思います。

私は、7月の村長選挙におきまして、多くの村民の皆様方の温かいご支援を賜り、3期目の村政をお任せいただくこととなりました。これまでの2期8年にわたる村政運営が、一定の評価をいただいたことと受け止めて、スローガンである「住んでみたい村、住んでよかった村」の実現に向けて、村の様々な課題にも誠心誠意取り組んでまいりたいと決意をしております。

この期間中には、多くの村民の皆様の声を直接お聞きすることができ、私の目指す村づくりの方向性や施策を訴えさせていただきました。

特に、地域の強靱化への取組は重要な施策と位置づけさせていただき、国道413号の道志バイパス野原・月夜野トンネルの早期完成や県道都留道志線新道坂トンネルの事業化、雨量による通行止めを解消させる防災防除対策工事の実施は、村民の皆様の安心・安全な暮らしを確保し、若者の定住や移住対策を加速するためにも早期に取り組むべき課題と考えております。

これから、安心・安全で豊かな道志村づくりの実現に向け、議会の皆様をはじめ、関係者

の皆様のご理解とご協力をいただきながら、「住んでみたい村、住んでよかった村」を実感していただくために、ご期待に沿えるよう努力してまいります。

さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、山梨県にも適用された、まん延防止等重点措置の期限まで残り5日となりましたが、新規感染者の状況や、人口10万人当たりの療養者数などを見ると、重点措置が解除されるかは不透明ではないかと思えます。そんな状況だと思えます。村は対象区域ではないものの、公共施設の閉鎖や観光客の減少による経済への影響は、計り知れないものがあると考えております。

これまで、村をあげて取り組んでおります新型コロナウイルス感染症対策の各事業は、皆様のご協力をいただきながら事業を進めさせていただきますが、特に、感染抑制の決め手となるワクチン接種につきまして、希望する住民の多くが9月には終了する見込みとなり、全国的に見ても高い接種率となっております。引き続き感染状況を見極めながら、山梨県と共に連携し、感染防止対策に全力で取り組んでまいります。

また、7月24日、25日の両日は、本村をコースの一部として実施しました東京2020オリンピック自転車ロードレースの競技においては、コースサポーターをはじめ多くの村民の皆様のご協力をいただくことができ、無事終了することができました。本村の競技への対応や、取り組んでまいりました各種事業は、大会組織委員会からも高い評価をいただいております。全世界に道志村を発信することができました。これもひとえに、関係者のご理解とご協力のおかげと、この場をお借りまして改めてお礼申し上げます。

さて、本定例会に付議します案件は、令和2年度決算の認定9件、令和3年度補正予算7件、条例の改廃4件、報告3件、副村長の選任、教育委員会委員の任命、監査委員の選任の同意3件の合計26件でございます。

議案の詳細につきましては、議案審議で説明させていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

### ◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第1号のとおりであります。

---

## ◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第199条第9号の規定に基づき、令和3年5月・6月・7月分の例月出納検査についての報告及び財政健全化審査、決算審査、財務・行政監査、財政支援団体及び指定管理者監査結果報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

一般質問について申し上げます。

今定例会においては、申合せ事項により、一般質問に一問一答方式を加えて行います。一般質問の通告者及び当局者は、質問並びに答弁の要旨を分かりやすく簡潔にお願いいたします。

次に、令和3年第4回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。

議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第4回定例会において、議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月11日の本会議において議決された件についての報告であります。

8月30日午後1時30分より、役場仮庁舎1階議会事務局において委員会を招集し、委員4名と議長、提出議案説明のために総務課長の出席がありました。

決定された事項は次の3項目です。

- 1、会期は本日より9月17日までの11日間とし、配付してある日程表のとおりであります。
- 2、一般質問の通告者は2名です。
- 3、議会運営委員会の閉会中の継続調査を申し出ること。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

○議長（出羽和平君） 総務文教常任委員長、佐藤徹君。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤徹君。

[総務文教常任委員長 佐藤 徹君 登壇]

○総務文教常任委員長（佐藤 徹君） 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和3年第4回定例会において、総務文教常任委員会の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、6月11日の本会議において決議された件についての報告であります。

6月30日午後1時より、やまゆりセンター2階において教育委員会との懇談会を開催し、委員4名と議長、職務のため議会事務局長の出席があり、道志村の子供たちの将来像について協議いたしました。

7月27日午後1時半より、総務文教委員会主催でタブレット研修を兼ねて議員研修会を実施し、議員10名と職務のため議会事務局長の出席があり、9月にデジタル庁発足もあり、デジタル社会について勉強いたしました。

また、今後も継続調査を要することと決定いたしましたので、所管事務の調査について、会議規則の規定により閉会中の継続調査を議長に対し申出いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査についての報告とさせていただきます。

○議長（出羽和平君） 広報常任委員長、杉本孝正君。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 杉本孝正君。

[広報常任委員長 杉本孝正君 登壇]

○広報常任委員長（杉本孝正君） 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

令和3年第4回定例会において、所管事務の調査を要する旨を議長に対し申し出、6月11日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月14日午前9時より、議会事務局室において広報常任委員会を開催しました。議長及び議会事務局長、委員全員の出席があり、その後、21日までの8日間において、どうし議会だより第51号についてのレイアウトや掲載する記事の内容について協議・編集を行い、完成することができました。

6月30日、印刷が終了し、7月1日、各自治会長により配布していただきました。

7月9日午後1時30分から、甲府の自治会館において町村議会広報研究会があり、委員全

員で参加して来ました。

8月30日午前10時より、議会事務局室において、議長、総務課長、委員全員にて、どうし議会だより第52号のレイアウトや掲載する内容、日程について協議しました。

以上、広報常任委員会の閉会中の継続調査の活動内容でしたので、報告とさせていただきます。

また、委員会の閉会中の継続調査の申出につきましては、所管事務の調査について今後も継続調査を要することと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申出いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告とします。

○議長（出羽和平君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（出羽和平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第10番議員、大田博文君及び第1番議員、佐藤光栄君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（出羽和平君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から17日までの11日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの11日間と決定いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告者は2名です。

---

#### ◇ 佐 藤 進 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、8番、佐藤進君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 8番、佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） ちょっといいですか。

一般質問の前に、通告書が配られていないんですけれども。自分のしかありません。席に置いていなかったです。

[「いつも置いてあるけれども、今日は置いていない」という声あり]

○8番（佐藤 進君） 議運に出た人は持っているんですけれども、そのほかの人は持っていません。

○議長（出羽和平君） 議案書が配られたとき入っていなかったか。

[「議案書に入っていない」「いつも入っていない」「俺もない」という声あり]

○8番（佐藤 進君） いつもは席に置いてあります。

○議長（出羽和平君） 暫時休憩します。

(午前10時20分)

---

○議長（出羽和平君） それでは再開いたします。

(午前10時25分)

---

#### ◎一般質問

○議長（出羽和平君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の通告者は2名です。

---

#### ◇ 佐 藤 進 君

○議長（出羽和平君） それでは、通告1番、8番、佐藤進君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 8番、佐藤進君。

[8番 佐藤 進君 登壇]

○8番（佐藤 進君） それでは、日頃、道志村の発展のためにご尽力いただきまして、ありがとうございます。

9月定例会において、3点質問させていただきます。

初めに、豚熱について、相模原畜産養豚場の豚熱についてお伺います。

先月初旬、釜之前にある相模原畜産経営の養豚場で豚熱が確認され、約1,700頭の殺処分が行われ養豚場内に埋められました。この処理方法は、法律に基づき適正な方法により行われたものと理解しています。

しかし、8月14日頃から続いた大雨により、養豚場にまかれた石灰が村道流れ、沢に流れ込み、真っ白な水が道志川に流れ込んでいたそうです。大量の石灰が道志川に流れ込むと水質に影響があると思います。まだ、釣りシーズン中でもあり、清流道志川が汚いと風評被害も心配される中、村としても、石灰の道志川への影響の調査、必要があれば水質検査を行い、風評被害の対応をしたほうがよいと思いますが、どう考えますか。また、養豚場から石灰が大雨のときも流れ出さないよう指導していただきたいのですが、いかがでしょうか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） ただいまの質問にお答えいたします。

山梨県農政畜産課安全衛生担当に確認し、安全性や河川の汚濁には影響ないとの回答をいただいております。また、水質検査についても、年度ごと2回の検査報告を提出させ指導しております。なお、石灰や汚物の流出については、その都度指導を実施しております。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 8番、佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 再質問です。

8月11日に処理が終わり、その処理中、川原畑を中心に神地、和出村にハエ、ネズミが大量に増えています。増え出した地域や時期を考えると、養豚場からのハエ、ネズミではないかと住民は言っています。近頃では馬場、善之木でも増えていると聞いています。

また、1,700頭の殺処分の説明は事前説明で聞きましたが、埋却量が1,300立米を超えるという埋却量の今後の管理説明もなく、住民も不安に思っていますが、村には今後の説明はありましたか。この状況を村はどう考えていますか。お聞きします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 質問の内容は、私もやや分かるんですけれども、担当課長のほうがしっかり答弁できると思いますので、よろしくお願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤勇樹君。

○産業振興課長（佐藤勇樹君） ただいま質問してもらったことなんですけれども、埋設するに当たっては地質調査、ボーリング調査とか等をしてありまして、ここについては全然問題ないということでもあります。また、石灰とかそういったことについては、公益社団法人日本地下水学会というところが影響がないということで、問題視されていないという県の見解です。

あと、ネズミについては、そののところはちょっと今、養豚場から発生しているのかということの確認が持てないような状況であります。ハエについても、またそのようなことで、畜産課より報告をいただいております。対策としては、今後、畜産課と相談していきながら、またしばらく様子を見ながら、村としては対策、検討を一緒に行っていきたいと思っております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤進君） 今、ネズミとかは養豚場のほうの関係がないと言っていましたが、畜産課のほうの終了埋設工事、処理状況の終了の報告書を見ましたが、中にはネズミも結構いて、通路に死んだ跡やネズミのふんもたくさんあったという報告も聞いています。

今回の豚熱も、豚熱で死んだイノシシを食べたカラスからの感染も考えられると、ここで行った説明会では言っていました。同様に、ハエ、ネズミからの感染は考えられないでしょうか。また、ハエ、ネズミだけではなく、ヤマビルがシカ、イノシシの血液を吸い感染症を引き起こすこともあると聞きます。

今ではヤマビルが神地地区でも確認されていて、山だけではなく、畑、キャンプ場にいるため、被害に遭っている人が大勢います。ヤマビルが津久井で確認されてから数年ほどで竹之本でも確認され、<sup>シモ</sup>下から<sup>カミ</sup>上にシカやイノシシが運んでいます。

村では、ハエ、ネズミ、ヤマビルの駆除などの対策を考えていますか。また、害虫等の発生により、通常の生活に影響を及ぼすことにもなります。県や専門機関に状況を確認してもらい、住民に情報提供をしてもらいたいのですが、村ではどう考えておりますか。お伺いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤勇樹君。

○産業振興課長（佐藤勇樹君） ネズミ対策、ヤマビル対策、ハエ対策というのは、今まさに

畜産課及び林務事務所と連携して調査を行っているところなんです、その駆除方法ということ自体がまだ確立されていないものですから、今、調査中ということです。それに連携して、村でも県の方針と一緒に併せて実施していきたいと思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） ありがとうございます。

住民も心配しているので、今後の養豚場の管理や運営についても説明をお願いしたいと思います。

続きまして、入札について、指名業者の選定について伺います。

過去の一般質問において、指名業者選定方法について質問しました。「指名選定委員会を行い、村長に具申し決定している。また、地元業者を使うのが公共団体、公平性を確保していかなければならない」と答弁がありました。

その後、指名選定会議を行わず、村長の指示での業者選定、事業対象業者が村内にあるのに村外業者のみでの入札が行われ、答弁とかけ離れた状況にあります。なぜ、こうした業者選定や入札をするのか、その理由を教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 入札についてお答えいたします。

業者の指名は、発注する工事などの工種や業種に、入札参加資格名簿に登載された者から工事箇所ごとに指名しております。入札参加資格は、山梨県市町村総合事務組合が審査を共同処理し、適格性及び工事などの施工能力について審査を行い、名簿に登載しております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 入札参加願を出している業者は、従業員の資格や社会保険加入など入札参加資格が得られるように経営審査等も受け、入札に参加できるよう努力しています。また、村に法人税を納税しています。

そこで、村長に伺います。

公平・公正な村政運営を行う上でも、入札参加を出している村内業者には入札参加資格を出してもらいたいのですが、いかがでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 都合はいろいろはないと思います。適正な判断の中でしていると思います。基本的には今、進議員がおっしゃるような、そういう指名の方法でやらせていただいておりますけれども、今後もさらにそういう状況で進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 出してもらえると解釈いたしましたが、それでよろしいですか。

入札は指名競争入札だけではなく、一般競争入札もあります。道志村の入札はほとんどが指名競争入札で行われていますが、県、他市町村では案件により資格審査委員会を開き、一般競争入札が今主流になっています。入札する事業の財源は税金です。よりよいもの、より安いものを入札で調達するには、一般競争入札が公平です。

村長に伺います。今後の入札において一般競争入札を行う考えはありますか。行う場合はいつ頃から行うか、行わない場合は行わない理由を教えてください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） そのことについては総務課長のほうへ、詳しく勉強していると思しますので答弁させていただきます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） お答えします。

ただいまのご質問でございますけれども、一般競争入札の導入というご質問だと思いますけれども、村ではご指摘のとおり、指名競争入札が実施されております。これについては、地元の所在を村内に置く事業者、また当然、先ほどから説明しております山梨県市町村総合事務組合が実施しております入札参加資格者名簿の作成に基づいて、それに掲載しているものの中から指名をさせてもらっております。

あくまでも、指名の趣旨としましては、工事实績を工種、工事ごとに決めさせていただいたり、信用度、適格度等も判断しながらやっておりますので、今のところ指名競争入札を実

施していく予定でございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） ありがとうございます。

これからも村民にも分かるような、いろいろな村内業者もありますが、村の大事な税金を使っていくということで、公平・公正な村政運営をお願いします。

続きまして、長又地内残土捨て場裁判の進捗状況について伺います。

長又地区残土捨て場の契約期間が終了し、残土捨て場の防災工事の内容について契約相手が訴訟を起し、令和元年度より裁判が行われています。

先日、現地を見ましたが、道志レジャーランドとして新しい施設を建て、バギー場として活用していました。残土処理によりあれだけの広大な土地が整備され、前にあった施設も村で処分し、土地の価値ははるかに上がったと思います。残っている防災工事も主に雨水の処理の排水施設であり、なぜ訴訟を起したのかが理解できません。

訴訟内容、今までの裁判の回数、裁判の内容について教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

佐藤議員のご質問のとおり、現在、長又の残土処理場につきまして裁判が行われております。令和元年12月から今年8月までに、11回ほど裁判所で双方の主張を行っております。いまだ係争中の案件なので、詳細についてはお話しすることは控えさせていただきます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 今年7月に、静岡県熱海市では土石流により20名以上の尊い命が失われています。土石流は数年前に盛土した土砂が大雨により発生したもので、盛土部分の雨水処理の防災工事が行われていなかったと報道されていました。

また、大渡のトンネル残土捨て場も、8月の大雨で土留めをした堰堤から道志川のほうに大量の土砂が流れ出して、また工事をしているようにも見えます。災害はいつ発生するか分かりません。村では、長又地内残土処理場の測量や前にあった施設の解体、土砂の整備等に約600万円かかっています。防災工事費は契約のときに決めた排水工事を行えばいいと思い

ます。防災工事を早期に行い、安全を確保したほうが良いと思います。どう考えますか。

また、村内の工事だけではなく、あそこの残土捨て場には村外での県の工事の残土も捨てていたように思いますが、村で整備した残土捨て場になぜ村外の残土を捨てさせたのか。残土を捨てたのであれば、防災工事費を県に補助していただくことはできないのか伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 残土の処理場のことは、今、作業担当の課長のほうが詳しく分かっていると思いますので、答弁させていただきます。

○8番（佐藤 進君） はい。

○村長（長田富也君） お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤勇樹君。

○産業振興課長（佐藤勇樹君） 残土処理場の件については、今、林務事務所と相談しています。どのように処理していったらいいのかということをお話しているところであります。

あと、土砂の流出とかそういったものについても、今、治山工事とか土木の堰堤、そういったものを推し進めているところであります。村としては、安全かつ安心して生活できる空間づくりというものを考えておりますので、今後もその取組に努めていきたいと思っております。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 今の質問はそうではなくて、現状、長又の残土捨て場を今後どのようにしていくかという答えを聞きたかったんです。

先日も現場を見てきました。大分、裁判当初とは様変わりをしています。今後、裁判が終わり、防災工事にこれだけの予算が必要だと言われても、契約内容の防災工事費より増えているのであれば、また問題になると思います。契約書の内容に不備があったのではないかと、また、契約書の内容が契約者相手に説明不足ではないかなど、確認できなければ予算を議会のほうも議決することはできません。この裁判のことを村民から聞かれても、今まで議会に内容の説明がなかったので説明することもできません。

裁判に至った経緯と訴状の内容、また、今までの裁判の状況説明などを早急にしていただき、今後の裁判状況についても説明してもらいたいのですが、今後、説明する予定はないのでしょうか。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 今後のことについての説明はないかということですがけれども、今は裁判中ですのでどういう状況になるか分からないですがけれども、お互いの主張を聴けると思います。お互いの主張は、私どものほうは契約にのっとって、そして残土処理が終わったら安全施策はこうしますよと、そのことをもう相手側へ伝えてあるわけです。そのところがなかなか折り合いがつかないということですので、状況によっては、これは議員さんには報告しなきゃならない状況もあると思いますので、進む過程の中でしっかりと説明もさせていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤進君。

○8番（佐藤 進君） 災害はいつ起こるか分からないものなので、また熱海のような事故が起きてしまっは大変なこと、賠償責任も出てくると思いますので、早めの対処と説明をお願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告1番、8番、佐藤進君の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 佐藤光栄君

○議長（出羽和平君） それでは、通告2番、1番、佐藤光栄君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

〔1番 佐藤光栄君 登壇〕

○1番（佐藤光栄君） 1番議員の佐藤光栄です。

まずは、3期目の村長就任にお祝いを申し上げます。

質問に入る前に申し上げておきますが、一般質問通告書には質問の相手に村長を指名しておりますので、回答については村長本人からの回答を求めますので、よろしくをお願いします。

まず早速ですが、村長の公約について質問させていただきます。

本年5月に郵送で村長の顔写真の載ったチラシが届きました。チラシは村長選挙に臨む3期目の公約と理解しています。チラシには、「私が、政策の一丁目一番地として取り組んで

きたのが、地域強靱化のための道路整備です」「県道都留道志線の防災トンネルの早期完成を促進する」と書かれています。

「ルート決定後2～3年で、事業化になる予定です」とありましたが、6月に県から概略ルート説明があり、今後、ルート決定に進んでいくのに村の意見や要望を反映してくれるのか。また、意見や要望を反映してくれるのであれば、村民から意見や要望を聞く必要があると思いますが、今後、村民にはどう説明していくのか、村長に伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

私が政策的に一丁目一番地と言っているのは、多分、県道24号線都留道志線の道坂トンネルのことだと思います。そこをトンネル化したいんだという考えで、私も働いてきました。当然、県にお願いしなければ、万が一のことですから、今までの2期の間知事さん2回、最初の知事さん、2度目の知事さん、今は3度目の知事さんですけども、知事さんにじかに私はずっとお願いをしてきました。そんな中で、どうしても期成同盟会というものをつくって、そこで進めていかなければならない。これは知事さんが村長に、下から上げてくれるのが1番楽ですよ。そして、しっかりできますよということで、そういう活動をしてきました。

そういう中で、結果的にはいずれにしても県の仕事ですから、お答えはしますけれども、県道24号防災トンネルの建設については、道志村として要望はしておりますが、これまでで要望はしております。建設に当たっては、事業主体である山梨県が適切な計画を立て事業を実施していくものであると考えております。

以上でございます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

〔1番 佐藤光栄君 登壇〕

○1番（佐藤光栄君） 今の質問に対する回答としてはちょっと不明な点がありまして、いずれにしても村民が賛成しなければできないと思いますが、その点についてはどう考えているのか。

また、内容は変わりますが、今から再質問をさせていただきます。

先日、東部建設事務所に伺ったところ、村民の反対があれば建設は難しいと説明がありま

した。また、神地から月夜野地区の住民は、なぜ神地から掘らないのかと言っています。政策の一丁目一番地ならば、初めから丁寧な説明をして村民の意見を聞いたり、都留市との期成同盟会を行い進めていくのが必要だと思いますが、村長はどう考えますか、伺います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 村民に聞けということでございますけれども、いずれにしても、トンネルはなかなか大変なお金も多分かかると思いますし、いろいろな条件をクリアしていかなければならないことだと今思っています。そのクリアすることは、一つ一つ説明するのは困難なこともあると思います。それはみんなが分かっても、プラスになることもマイナスになることも、いろいろあると思います。

どういふふうに村民に聞けばいいかわかりませんが、私はそういうわけで、選挙のときにちゃんと一丁目一番地、1番最初にやりたい仕事、これをちゃんと村民の皆さんに報告してあるんです。そして、そのことについても、そういうわけで3度も当選させていただいて、そして、それをそうしてもらおうという意見が多分多いことだと私は思っています。

だから、そういうわけで自分のやるべきこと、そして村に対してみんなが幸せになるものをつくる。それから、幸せだけではなくて、若者がどうしたら道志村に楽に住める状況をつくれるかに向かっているか。特にトンネルが必要だと、そういう考えでやっておりますので、村民一人一人にどういふふうに説明したらいいかとまだ考えておりませんが、私のやっていることは理解していただくと、このように思っています。

トンネルは完成したと、トンネルを造ることについては完成していただくと、こういうふうに考えております。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） ちょっと村民に説明するというようなお答えがいただけませんでした。

チラシには「早期完成には、ここからの交渉が重要な仕事です」と書かれています。早期完成には、どのような交渉が必要だと思われるか、お答えください。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） どういふふうにお答えするかというと、様々な考えがあつて1つに絞

ってとなかなか言えないと思いますけれども、再質問の中ですから言うよりほかないですけれども、議員さんがおっしゃることも大体分かりますけれども、村民の皆さんには、私は幾度も言うんですけれども、理解していただいて言っていることとお任せいただいていると思いますので、賛同していただける形が私は一番いいと思っておりますので、細かいことはなかなか、さっきおっしゃったような神地とかどことかということもあるんですけれども、私の考えは前から言っているように、トンネルをもし造っていただけるのならば、道志から都留へ抜けていくのに抜けていく先は都留市の菅野という部落があるんですけれども、あそこへ峠を出ないで、そこへじかに出ていくようなトンネルができればいいですねと、こういうお願いはしているところです。

そのことについていろいろ問題があると思うんですけれども、県のほうの考えているということは、ぜひともトンネルは、県道の場合は3,000メートルのほう造りやすいという話を聞いたわけです。それ以上のトンネルはできない。神地の辺からどのぐらいになるかといいますと、多分4,500メートル近くあるという話を聞いております。

だから、どうしてもお答えになっているかどうか分かりませんが、そういう中で県の考えていることは、今はこの間の説明会があったとおり、その中で約3,400メートルかな、そのぐらいの話をしていました。当然トンネルは3,000メートルだけれども、インターバル、前後の道路が450メートルぐらいあるかなと、そういう状況の話を多分されると思います。

みんな私の権限ではなくて県のほうの仕事でやってもらうべきですから、県の人の考え方、そして県の技術者さんがどういうトンネルが安全なトンネルができるかと、いろいろなことを措置しながら、行く先は菅野だとすると道志村はこの辺からかな、高低差もあったりトンネルの長さがあったり、いろいろな部分、技術的なことがあるわけですから、こういうふうな考えをさせてもらっているんです。

そういうわけで、あくまでも皆さんには、こういうお話は多分県のほうからは必要なことはさせてもらえらると思うんですけれども、村としては、私どものほうは県のほうへお願いをすると、それが村民の意思であるということを私も村の代表ですから、村民の代表としてのいい選択をということでお願いはしております。私個人でやっているわけじゃございません。

そういうわけで、ぜひその辺のところはご理解いただいて、そして何がなくても議員さんと一緒になってやっていけることがいいかなと思います。これからは多分進んでいく過程の中で、どうしても議員さんにも一緒にやらなきゃならないことも出てくると思いますので、進んでいく過程の中ではよろしくお願ひしたいと思います。ぜひ一緒に進めていけることが

一番いいと思いますので、よろしく申し上げます。

返答に答えているか分かりませんが、よろしく申し上げます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 村民に知らせるとかそういうものになると、どうしても村長の場合は県の仕事だからということで、村民に説明するような態度がちょっと見られない。早期完成を促進するには、村民にしっかり説明し理解を得ることが必要です。

6月の県による概略ルート図等の説明会も限られた村民だけの説明であって、7月、8月、9月の広報どうしにも、概略ルート説明会についての掲載が一切ありませんでした。村長の政策の一丁目一番地であれば、スピード感を持って村民に周知させることを提言いたします。

この質問は、以上になります。

次の公約についての質問ですが、「次世代に負担や不安を残さないために、さらなる財政健全化を進めます。また、役場内の業務効率化も進めます」と書かれています。今まで行ってきた財政健全化を教えてください。また、さらなる財政健全化はどのように行うか、村長に伺います。お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

財政健全化判断の4つの指標のうち実質公債費比率については、特に注視して財政健全化に努めてまいりました。実質公債費比率の早期健全化基準である25%を超えるリスクは低い状況ではありますが、地方債残高の状況を見極めつつ事業を精査し、必要な事業には過疎対策事業債などの有利な起債を利用するなどして、さらなる財政健全化に努めてまいります。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 努力のほうは、以上のようなことで受け止めます。

再質問です。

あとは、役場内の業務効率化を進めるのかはどのようにして進めるのか、村長に伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えいたします。

役場内の仕事、職員の皆さんがやっている仕事ですけれども、効率よくするには、私もう  
そうですけれども、総務課長との話合いの中で適材適所なことを考えてやっていると思いま  
すので、総務課長のほうにもお答えしていただければなと思いますので、お願いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 役場内の業務の効率化についてですけれども、ネットワークを使  
ったIT化で文書の共有化等は、引き続き進めているところでもございます。

毎年、当初予算の際には基本方針の際に定めさせていただいておりますが、事業について  
もスクラップ・アンド・ビルドということによく精査するようにという指示は、毎回、当初  
予算構築の際に村長から指示が出ておりますので、そのようにして進めてまいりたいと思  
います。

以上です。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） そのような考えだと伺っておきます。

再々質問になりますが、財政健全化、役場内の業務効率化は計画を立てて行うのが通常で  
すが、計画を立て、その計画を公表していただきたいが、村長の町の考えを伺います。お願  
いします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） 計画的にということでございますけれども、私も行政をそのまま自分  
の仕事だと思っていますので、中の効率のこととかはなかなか自分の判断だけじゃできない  
ですけれども、担当は、総務課長が言ったことは思い返してご指摘などをしっかり進めてい  
くと思いますので、総務課長のほうに返答していただきます。

お願いします。

〔「はい」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 計画ではありますが、毎年、財政健全化に関する指標等も全国的  
に客観的に見る数字が出てきますので、もちろんそれらを将来を見極めた状況で公表もして

いるところでございます。

今まで申し送りのようにやってきた健全化に一番影響がある起債残高でございますが、臨時財政対策債、これは交付税の補填的な起債でございますので、臨時財政対策債を除いたものを2億円をめどにというところでここ数年は推移しておりますので、引き続き起債の抑制というところで計画的に実施していくこととなっております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 財政健全化、業務効率化は難しいことですが、これを行うことで今まで以上の住民サービスができると思われれます。早急に取り組み、その内容や進み具合を広報等で住民にお知らせすることをお願いしたいと思えます。

次の質問ですが、「小学生独自のALTを採用します」と書かれています。中学年、高学年は文部科学省で学習内容が示されていますが、低学年はありません。低学年にはどのような学習内容で行うのか、村長に伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

村では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、村独自の教育プログラムとして保育・小学校・中学校連携外国語教育の実施を掲げ、小学生独自のALTを採用し、外国語によるコミュニケーション能力の育成を目指しております。

小学校低学年における具体的な学習内容については、私より教育長のほうがしっかりお答えできると思えますので、ここからは教育長のほうでお答えいたします。

お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 小学校低学年では、生活科の授業の中で外国語に親しむことを目標に、月に1時間、年間で12時間の外国語活動を行っております。

具体的な学習内容については、1年生が簡単な挨拶やお礼の言葉を英語で交わし合う、ゲームを通じて英語を楽しむなど、2年生は身の周りにある物を英語で発音する、外国の文化に触れるなどです。

主にALTと学級担任とのチーム・ティーチングにより外国語に慣れ、楽しみながらコミュニケーション能力の素地を養い、中学年で外国語活動につなげていくことを狙っております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 低学年も月1時間程度やっているとのことでした。

低学年だと日本語の習得がしっかりとできていないと、英語の授業はかなりの負担になります。理解できないと英語の授業が嫌になってしまい、中・高学年の英語授業に支障が出ます。中・高学年の授業時間を増やしてALTを積極的に活用するほうが効果的と思いますが、どう考えますか、伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 光栄議員のご指摘のとおりだと思います。

今、現場でも先ほど村長が申しあげましたように、道志村では独自の教育プログラムということで、保育所、小学校、中学校で一貫する外国語教育の実施ということで取り組んでおります。

保育所のほうにも月2回、ALTが行って園児と英会話の学習を行っております。本当に子供たちが意欲的に行っております。

それを受けて、小学校1年生・2年生については本当に外国語で話をするって楽しいなという、そういう思いを抱かせて中学年のほうに進めていきたいと思っております。中学年、高学年についても、小学校1年生・2年生についても、国の学習指導要領がありまして、今、1年生、2年生は生活科で本当に月に1時間という、年間12時間だけの会話の交わし合い等々を行っているわけですが、それをさらに増やそうとすると、学級活動の時間というのが年間週1時間設定されていますけれども、その時間を少し使うとか、3年生、4年生、それから5年生、6年生については総合的な学習の時間という時間がありまして、その時間で外国のもの、外国の文化に触れ合う等々について、そこを学びながら外国語のコミュニケーション能力もつけていきたい、そんなふうに考えておりまして、現場ともそんなふうに来年度に向けてということで検討を重ねているところであります。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） ありがとうございます。

今年度予算でALTを採用するための人件費が計上されていますが、採用は今どうなっているか、教えてください。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 光栄議員のご指摘のとおりです。

本当は常勤でALTを雇用したかったわけですが、それは長年の悲願でした。それで、ようやく週3日だけということで予算化していただきまして、年間約360万円です。それで、民間の派遣会社にお問い合わせしましたところ、それができるということで、今、実際に1学期の末だったと思います。末から今実際に来て指導していただいております。1人目の方、都合で取りあえずその方を派遣していただいている、また今は新しい方が年齢26歳、男性教諭ですが、来ていただいて、今、具体的な指導に学校と相談しながら当たっているところであります。

できれば来年度については、常勤のような形でまたお願いをしていこうかなと思っておりますので、議員の皆様方には、グローバル化人材の育成という観点においても、道志村の子供たちは本当にいつも世界を意識しながら、そういった気持ちで小・中学校で学習を積んで、卒業して後もそういった意識を持ちながら自己実現に向けて頑張っていけるような児童を育てていきたいと思っておりますので、これからもまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） ご丁寧な説明ありがとうございました。

では、次の質問に入らせていただきます。

役場庁舎建設について伺います。

本年2月に敷地測量の契約が行われ、3月に旧役場庁舎の解体が完了し建物設計の入札が行われ、順調に進んでいると思いますが、3月議会当初予算の説明で、本年7月頃には敷地整備の発注の予定と言っていました、現在の進捗状況を教えてください。伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） お答えします。

新しい役場庁舎の建設については、敷地造成の設計を見直している状況です。これは、敷地の拡張のため買収している用地の地盤が弱く、予想を超える工事費が見込まれたためであります。現在は、レッドゾーンの指定解除を踏まえた対策工事を行うため、関係者と協議を行っている状況であります。その関係で遅れております。

以上でございます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 今年度予算に予算費が計上されておまして、来年度に繰り越して建設を行うとのことですが、地方債は令和4年度中に完成しないと使えないと説明を聞いています。当初完成予定の令和5年1月には完成するのか伺います。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

○村長（長田富也君） その辺のことは総務課長のほうで答弁していただきますけれども、お願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） それらのスケジュールを踏まえたものが全体的に敷地の造成が大幅に見直しを余儀なくされてしまった関係で、スケジュールもまきに見直しているところでございますので、当然、早期早期というところで、1日も早く完成を目指してスケジュールも組み直しているところでございますけれども、今現在は敷地の造成の工事がどの程度の規模で、どのぐらい期間がかかるか、それによって建物建設に大きな影響が出てきますので、それらも踏まえてスケジュールを今まきに見直ししようとしているところでございます。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 佐藤光栄君。

○1番（佐藤光栄君） 時間がちょっと過ぎておりますので、コメントだけさせていただきます。

役場庁舎建設は大変大きい事業です。地方債の期限もあります。スピード感を持って事業

執行に取り組み、早期の完成を望みます。また、役場庁舎建設推進委員会を早期に開催して、事業内容の説明や委員会の意見を聞き、透明性のある庁舎の建設をされたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（出羽和平君） 以上で、通告２番、１番、佐藤光栄君の一般質問を終わります。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午前 11 時 26 分)

---

## 令和3年第5回道志村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年9月8日（水曜日）午後1時30分開議

- 第 1 議案第51号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第52号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 3 議案第53号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第54号 道志村山ゆりの里農村公園の設置及び管理条例を廃止する条例
- 第 5 議案第55号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第3回）
- 第 6 議案第56号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 第 7 議案第57号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）
- 第 8 議案第58号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第 9 議案第59号 令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第60号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）
- 第11 議案第61号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）
- 第12 認定第 1号 令和2年度道志村一般会計決算の認定について
- 第13 認定第 2号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第14 認定第 3号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第15 認定第 4号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第16 認定第 5号 令和2年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第17 認定第 6号 令和2年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第18 認定第 7号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第19 認定第 8号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第20 認定第 9号 令和2年度山梨県東部広域連合一般会計決算の認定について
- 第21 同意第 1号 道志村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 第22 同意第 2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第23 同意第 3号 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについて

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	佐藤文泰君
総務課長	菅谷克士君	住民健康課長	山口登美君
産業振興課長	佐藤勇樹君	ふるさと振興課長	山口かおり君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤万寿人君

---

◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第5回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後1時30分)

---

◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第2号のとおりです。

---

◎日程の順序変更

○議長（出羽和平君） お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第5、議案第55号から日程第11、議案第61号までを先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第5、議案第55号から日程第11、議案第61号までを先に審議することに決定しました。

---

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第5、議案第55号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 議案第55号 令和3年度道志村一般会計補正予算（第3回）について説明いたします。

令和3年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましては、第1条、歳入歳出予算で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,378万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,017万8,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款村税は、村民税735万1,000円の減額、10款地方特例交付金は、交付金の確定により7万9,000円の増額、11款地方交付税は、普通交付税の確定により1億5,877万円の増額、13款使用料及び手数料は、個人番号カード再発行手数料4,000円の減額、14款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金等の追加1,997万1,000円など2,173万4,000円の増額、15款県支出金は、山梨県単独治山事業小規模治山事業、先進的教育活動モデル事業費補助金、農林水産業施設災害復旧費補助金等の増額により1,664万9,000円の増額、17款寄附金は、つながる募金寄附金1万5,000円の増額、18款繰入金は、当初予算に計上していた道志村財政調整基金は全て減額し、道志村公共施設整備等事業基金、人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援基金、道志村暮らし向上基金は増額し5,828万3,000円の減額、19款繰越金は、令和2年度決算の確定による7,522万9,000円の増額、20款諸収入は、雑入1,000円の増額、21款村債は、事業費確定による694万5,000円の増額です。

次に、歳出につきましては、人事異動に伴う人件費の組替えのほか、2款総務費において、押印廃止に伴う条例改正等の委託費、役場庁舎建設に伴う敷地造成の変更設計、新型コロナウイルス感染防止支援事業として水源の郷地域活性化・暮らし応援商品券事業、街路灯のLEDへの交換工事、LGWANファイアウォールの更改による3,276万4,000円の増額、3款民生費において、保育所未満児室の修繕等により227万2,000円の増額、4款衛生費において健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業システム改修委託費の増額ほかで87万2,000円の増額、6款農林水産業費において、地籍調査費委託費、体験農園のり面補修工事、山梨県小規模治山山腹工、森のコテージへのバイオマスまきストーブ設置工事などで2,762万6,000円の増額、7款商工費において、中止が決定している水源の郷清流の花火大会開催補助金の減額、林間広場進入路修繕工事の増額などで26万6,000円の減額、8款土木費において、簡易水道事業特別会計繰出金の増額、浄化槽事業特別会計繰出金の減額などで65万1,000円の増額、9款消防費において、新型コロナウイルス感染防止支援事業として避難所用感染症対策資機材等整備費、気象観測装置修繕費で278万4,000円の増額、10款教育費において、学校教育ICT環境整備推進事業、先進的教育活動モデル事業などの増額で449万7,000円の増額、11款災害復旧費において、林道野原線災害復旧工事により550万円の増額、12款公債費において、利率見直しにより元金38万4,000円の増額、利子47万4,000円の減額、13款諸支出金において、地方財政法第7条第1項により決算剰余金を村債管理基金3,674万

2,000円、公共施設整備等事業基金1億円を積み立てるため、1億3,674万2,000円を増額することが主な内容であります。

第2条地方債は、事業費の確定により臨時財政対策債465万5,000円の減額、緊急自然災害防止対策事業債1,140万円の増額、災害復旧事業債20万円の増額です。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議案第56号から議案第61号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第6、議案第56号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）、日程第7、議案第57号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）、日程第8、議案第58号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）、日程第9、議案第59号 令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）、日程第10、議案第60号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）、日程第11、議案第61号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）、以上の6案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第56号 令和3年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,276万1,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、8款繰入金50万6,000円を減額するものです。

歳出につきましては、1款総務費50万6,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、議案第57号 令和3年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,210万4,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、3款繰入金112万5,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費112万5,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤勇樹君。

○産業振興課長（佐藤勇樹君） 議案第58号 令和3年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億424万3,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳入について、一般会計繰入金165万円とするものです。

歳出につきましては、（仮称）月夜野トンネル開設に伴うトンネル水道移管設置用管網計算を実施するための委託料を165万円増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第59号 令和3年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,575万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,225万4,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、6款繰入金32万3,000円の増額、8款繰越金1,542万8,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費9,000円の増額、4款地域支援事業費31万4,000円の増額、5款基金積立金1,102万3,000円の増額、6款諸支出金422万5,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

次に、議案第60号 令和3年度道志村介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87万2,000円とする補正予算であります。

主な補正内容についてご説明いたします。

歳入につきましては、1款介護サービス事業収入37万2,000円を増額するものです。

歳出につきましては、1款総務費37万2,000円を増額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤勇樹君。

○産業振興課長（佐藤勇樹君） 議案第61号 令和3年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に231万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,814万5,000円とするものです。

主な補正内容についてご説明します。

歳入につきましては、一般会計繰入金231万9,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、人事異動による人件費の減額により231万9,000円を減額するものです。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上6案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、6案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号から議案第61号までの6案件を採決いたします。

お諮りいたします。

6案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第61号までの6案件は原案のとおり決定しました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

(午後1時59分)

## 令和3年第5回道志村議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和3年9月17日（金曜日）午後2時開議

- 第 1 報告第 2号 令和2年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 報告第 3号 令和2年度株式会社どうしの経営状況の報告について
- 第 3 報告第 4号 令和3年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和2年度分）の提出について
- 第 4 議案第5 1号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第5 2号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第5 3号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5 4号 道志村山ゆりの里農村公園の設置及び管理条例を廃止する条例
- 第 8 認定第 1号 令和2年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 9 認定第 2号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第10 認定第 3号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第11 認定第 4号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第12 認定第 5号 令和2年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第13 認定第 6号 令和2年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について
- 第14 認定第 7号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第15 認定第 8号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第16 認定第 9号 令和2年度山梨県東部広域連合一般会計決算の認定について
- 第17 同意第 1号 道志村副村長の選任につき同意を求めることについて
- 第18 同意第 2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第19 同意第 3号 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第1 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

追加日程第2 発議第1号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

追加日程第3 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

第20 閉会中の継続調査について

---

出席議員（10名）

1番	佐藤光栄君	2番	山口章君
3番	池谷銀重君	4番	佐藤徹君
5番	佐藤喜章君	6番	白井勝光君
7番	杉本孝正君	8番	佐藤進君
9番	出羽和平君	10番	大田博文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	長田富也君	教育長	佐藤文泰君
総務課長	菅谷克士君	住民健康課長	山口登美君
産業振興課長	佐藤勇樹君	ふるさと振興課長	山口かおり君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 佐藤万寿人君

---

### ◎開議の宣告

○議長（出羽和平君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第5回道志村議会定例会第3日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

(午後2時00分)

---

### ◎諸般の報告

○議長（出羽和平君） この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 議会運営委員長、佐藤喜章君。

〔議会運営委員長 佐藤喜章君 登壇〕

○議会運営委員長（佐藤喜章君） 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

9月8日午後3時及び9月17日午後1時より、やまゆりセンターにおいて委員会を招集し、それぞれに委員4名と議長、職務のために議会事務局長の出席がありました。

1、9月8日に提出された請願1件、発議1件、9月17日に提出された発議1件を本定例会で追加議案として審議すること。

以上で報告を終わります。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（出羽和平君） 本日の議事は、配付してあります日程表第3号のとおりです。

---

### ◎報告第2号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第1、報告第2号 令和2年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 報告第2号 令和2年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和2年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う道志村健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見書をつけ、議会に報告するものであります。

令和2年度決算に基づく道志村健全化判断比率、資金不足比率について報告いたします。

実質赤字比率については、令和2年度一般会計が黒字決算ですので、算定されません。

連結実質赤字比率については、令和2年度、全会計黒字決算ですので、同じく算定されません。

実質公債費比率については、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、令和2年度決算では9.4%となり、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率については、令和2年度決算時で将来負担額が標準財政規模を下回っているため、算定されません。

資金不足比率については、公営企業会計の簡易水道事業、浄化槽事業の2つの特別会計において、令和2年度は黒字決算ですので、算定されません。

いずれの指標におきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各指標は、早期健全化基準を下回る数値であり、監査委員の意見書においても、健全な運営とのご意見をいただきました。今後とも、さらなる財政健全化に向けて努めてまいります。

報告は以上です。

---

### ◎報告第3号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第2、報告第3号 令和2年度株式会社どうしの経営状況の報告について、村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 報告第3号 令和2年度株式会社どうしの経営状況の報告についてご説明させていただきます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度株式会社どうし第11期、令和2年4月1日から令和3年3月31日の経営状況を報告するものです。

株式会社どうしは、道志村交流促進施設道の駅どうし、道志の湯、道志村特産品加工施設

豆腐加工施設の3施設の指定管理者として村と協定を締結しており、また、水カフェどうしの運營業務を村から受託しています。

第11期決算は、売上高1億9,404万6,000円、売上原価1億666万1,000円、差引売上総利益8,738万5,000円です。販売管理費及び一般管理費が9,984万4,000円で、営業利益・損失は1,245万9,000円の営業損失となっています。また、雇用調整助成金等の営業外収益が1,274万1,000円、営業外費用11万円となっており、営業利益損失は17万2,000円の経常利益で、各税金を差し引き、当期純利益損失は10万1,000円となっています。繰越利益剰余金は、当期首残高が3,000円、当期変動額が10万1,000円で、差引き、当期末残高は10万4,000円となっております。

なお、詳細につきましては、株式会社どうし決算状況のとおりでございます。

報告は以上です。

---

#### ◎報告第4号の報告

○議長（出羽和平君） 日程第3、報告第4号 令和3年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和2年度分）の提出について、村当局より内容の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 報告第4号 令和3年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書（令和2年度分）の提出についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、道志村教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、議会に提出するものです。

道志村教育委員会が令和2年度に執行した1、教育委員会の活動、2、教育委員会が管理・執行する事務、3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の3点について、自己点検・評価を行いましたので、ご報告いたします。

まず、1、教育委員会の活動について、毎月1回の定例会議を開催し、令和2年度は28議案と68件の同意や報告案件について、活発な審議等を行いました。

2、教育委員会が管理・執行する事務については、道志村教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第2条に規定されている15項目の事務を管理・執行しました。

3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、小・中学校の新型コロ

ナウイルス感染症の対応として、クラスを分けて授業ができるよう、小・中学校合わせて8つの特別教室にエアコンの設置工事を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対応事業として、小・中学校手洗い場の自動水栓工事やサーキュレーターの整備、高校生・大学生の保護者を対象として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、給付金の支給等を行いました。

小中学校連携教育の取組については、本村が目指す小中連携教育のグランドデザインに基づき、ふるさと学習をはじめ、小・中学校の学習内容の系統化の視点から、9年間を見据えた教育目標や教育活動の共有を図りました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に位置づけられている村負担教員配置事業、入学祝金支給事業、高等学校就学に関する助成事業等について、例年どおり事業を実施し、子育て世帯の教育に係る費用の負担軽減を図りました。

また、村民誰もが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、毎年、生涯学習、スポーツ、文化、芸術などの機会の提供を行っておりますが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、多くの事業を中止せざるを得ない状況となりました。

次に、令和2年度道志村教育委員会の自己点検・評価シートについて、その考え方は、道志村教育委員会は、政策の効果、必要性・効率性等の観点から、教育長及び4名の教育委員が自ら点検・評価を行い、その結果を公表することにより、村民に対する説明責任を果たし、今後の教育行政に反映させ、事業の改善を図ることにあります。

道志村教育委員会の自己点検・評価の考察について。

1、教育委員会の活動について、全般的な評価として、会議を活発に行っており、今後も小・中学校はもとより、保護者や地域、各種委員会等と連携しながら、いじめ、家庭教育、児童虐待、ヤングケアラー等の課題の把握にも努めていきたいと考えています。

2、教育委員会が管理・執行する事務については、全体的に高い評価となっておりまして、事務処理は遅滞なく処理できています。

3、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、事務処理は遅滞や遺漏なく処理しており、おおむね良好と捉えております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校教育においては、感染防止対策を講じながら、学習の機会と学力の向上に努めました。社会教育事業、社会体育事業においては、中止や規模を縮小するなどの適切な判断の下に計画変更等を行いました。

以上を踏まえた総合評価について説明させていただきます。

教育委員会の活動については、様々な分野で方針や施策を示し、実態把握等を適切に行い、各種事業についておおむね計画に沿って進めてまいりました。

学校教育については、ハード面・ソフト面、両面とも教育環境の整備・充実に努めていますが、これからも児童・生徒一人一人の確かな学力の定着に向け、一層の環境の整備・充実に努めてまいります。今後、さらに小中連携教育を深め、本村ならではの特徴を加える教育スタイルを確立していくことが必要だと捉えています。

社会体育・社会体育についても、コロナ禍で事業や行事の中止、規模縮小等、計画を変更し、適切な対応を心がけてきました。今後も、村民一人一人の文化の向上、体力の増進、地域活力を高める取組に一層の努力を図ってまいります。

以上が令和3年度道志村教育委員会自己点検・評価報告書の説明でございます。

---

#### ◎議案第51号から議案第54号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（出羽和平君） 日程第4、議案第51号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第52号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第53号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第54号 道志村山ゆりの里農村公園の設置及び管理条例を廃止する条例の4案件を一括議題といたします。村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

- 議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。
- 総務課長（菅谷克士君） 議案第51号 道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

総務省通知、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保についてを受け、新型コロナウイルス感染症から村民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業に対し、新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当を支給できるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

条例改正の内容は、第2条特殊勤務手当の種類に防疫等作業手当加え、第4条で防疫等作業手当について定め、附則で新型コロナウイルス感染症により生じた事態に係る防疫等作業手当の特例を定めるものです。

なお、附則で、施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の内容になります。

ご審議をよろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 議案第52号 道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードの再発行手数料を市町村で徴収しないこととなったために、一部を改正するものであります。

条例改正の背景としては、個人番号カードの発行主体である地方公共団体情報システムにより再発行手数料の徴収が行えることになり、その徴収事務を市町村に委託することとなったため、市町村での再発行手数料を徴収しない旨の改正を行うものです。

条例改正の内容につきましては、第2条第1項第48号の個人番号カード再交付手数料1件につき800円を削除に改めるものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用すると定めております。

以上が道志村手数料徴収条例の一部を改正する条例の内容であります。

次に、議案第53号 道志村介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、道志村介護保険条例の一部を改正するものであります。

条例改正の背景としては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2第1項を引用して、新型コロナウイルス感染症の定義をしている条例について、定義を具体的に書き下ろす改正を行うものです。

条例改正の内容につきましては、附則第8条第1号中、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症を新型コロナウイルス感染症に改めるものです。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村介護保険条例の一部を改正する条例の内容であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤勇樹君。

○産業振興課長（佐藤勇樹君） 議案第54号 道志村山ゆりの里農村公園の設置及び管理条例を廃止する条例についてご説明します。

若者定住・人口増加のために様々な施策を実施しておるところでございますが、現在、山ゆりの里農村公園において、有効に活用されていないという状況のため、若者等が住める村営住宅の建設等の有効活用を検討しているため、本条例を廃止するものであります。

なお、附則で、施行期日を公布の日から施行すると定めております。

以上が道志村山ゆりの里農村公園の設置及び管理条例を廃止する条例の概要になります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（出羽和平君） 以上の4案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、4案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより議案第51号から議案第54号までの4案件を採決いたします。

お諮りいたします。

4案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第54号までの4案件は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第8、認定第1号 令和2年度道志村一般会計決算の認定についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 認定第1号 令和2年度道志村一般会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第233条の規定に基づき、令和2年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

決算内容につきましては、歳入総額26億5,406万円、前年度決算比28.9%の増、歳出総額25億514万6,000円、前年度決算比29.6%の増であり、差引額は1億4,891万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億4,322万9,000円の黒字決算でございます。

歳入における自主財源比率は26.1%、依存財源比率が73.9%と、依然として依存体質は続いております。

主な歳入状況は、対前年比で、村税14.2%の減、地方譲与税31.6%の増、株式等譲渡所得割交付金97.7%の増、地方交付税10.4%の増、使用料及び手数料27.5%の減、国庫支出金495.1%、県支出金12%の増、寄附金20.3%の増、繰入金940.4%の増、繰越金23.8%の減、諸収入31.2%の減、村債21.8%の増となっており、特別定額給付金給付事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、全体で28.9%の増加となっております。

これまで以上に財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう配慮し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の臨時的な歳入を活用し、各種事業の財源としました。

歳出における目的別歳出状況は、対前年度比で、議会費4.7%、総務費73%、民生費15%、衛生費35.6%の増、農林水産業費5.5%の減、商工費27.1%の増、土木費11.2%の減、消防費35.5%の増、教育費0.8%の減、災害復旧費156.2%、公債費12.4%、諸支出金208.2%の増となっており、全体で29.6%の増加となっております。

目的別の歳出状況で見ると、総務費で、特別定額給付金給付事業、水源の郷地域活性化・暮らし応援商品券事業、ふるさと納税返礼品等の増加による増、民生費で、福祉交流センター改修工事による増、衛生費で、ドクターヘリポート整備事業、国民健康保険診療所特別会計繰出金の増、商工費で、道の駅どうし売場改修工事による増、土木費で、村道改良などの村単独事業費で減、消防費で、消防職員退職負担金の増、災害復旧費で、林道災害復旧費の増、公債費は、小・中学校校舎建設に係る借入金の元金償還により増、諸支出金は、ふるさと納税の増加による人と自然が輝く水源の郷づくり道志村応援寄附金、役場庁舎建設、道志村森林環境譲与税の各基金への積立金の増が主な要因となっております。

事業の実施に当たりましては、国からの交付金を最大限に活用するなど、財政負担を極力

軽減した事業実施を心がけ、優先順位を考えながら行いました。

詳細につきましては、令和2年度決算書、決算状況及び主要施策の成果の資料のとおりでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和2年度道志村一般会計決算の認定については原案のとおり認定いたしました。

---

#### ◎認定第2号から認定第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第9、認定第2号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について、日程第10、認定第3号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について、日程第11、認定第4号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について、日程第12、認定第5号 令和2年度道志村介護保険特別会計決算の認定について、日程第13、認定第6号 令和2年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定について、日程第14、認定第7号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について、日程第15、認定第8号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について、7案件は一括議案といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 認定第2号 令和2年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は2億7,962万4,275円、歳出総額は2億7,267万9,724円、歳入歳出差引残額は694万4,251円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。

1款国民健康保険料5,338万3,800円、6款県支出金1億9,026万2,636円、8款繰入金2,675万9,111円、9款繰越金869万3,828円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

1款総務費1,469万2,416円、2款保険給付費1億4,601万6,636円、3款国民健康保険事業費納付金7,036万5,601円、5款保険事業費530万2,204円、7款諸支出金3,630万2,867円であります。

なお、詳細につきましては、令和2年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

次に、認定第3号 令和2年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億1,128万7,176円、歳出総額は1億1,128万7,176円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。

1款診療収入3,524万2,649円、3款繰入金7,274万1,442円、5款諸収入315万8,989円あります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

1款総務費7,389万9,883円、2款医業費2,029万3,525円、4款公債費1,536万1,818円あります。

なお、詳細につきましては、令和2年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤勇樹君。

○産業振興課長（佐藤勇樹君） 認定第4号 令和2年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について説明いたします。

歳入総額は7,899万9,341円、歳出総額につきましては7,879万9,341円、歳入歳出差引残高は20万円でございます。

主な歳入についてご説明いたします。

加入負担金が70万4,000円、給水使用料720万2,840円、国庫補助金563万9,000円、県負担金88万9,900円、他会計繰入金4,383万7,399円、村債が2,040万円でございます。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

水道施設の維持・修繕を行う施設費は4,563万6,646円、公債費として、元金・利子合わせて3,314万4,865円でございます。

なお、詳細につきましては、令和2年度決算書及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 認定第5号 令和2年度道志村介護保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は2億2,280万5,005円、歳出総額は1億9,737万6,367円、歳入歳出差引残額は1,542万8,638円であります。

主な歳入内容についてご説明いたします。

1款保険料4,781万1,200円、3款国庫支出金4,515万3,745円、4款支払基金交付金4,944万2,000円、5款県支出金3,095万4,843円、6款繰入金3,439万8,210円、8款繰越金500万3,507円であります。

次に、主な歳出内容につきましてご説明いたします。

1款総務費572万4,309円、2款保険給付費1億7,601万957円、4款地域支援事業費1,060万5,394円、5款基金積立金392万2,334円、6款諸支出金111万3,373円であります。

なお、詳細につきましては、令和2年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

次に、認定第6号 令和2年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は43万9,560円、歳出総額は43万9,560円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。  
主な歳入内容についてご説明いたします。

1 款介護サービス事業収入29万4,040円、2 款繰入金14万5,520円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

1 款総務費43万9,560円であります。

なお、詳細につきましては、令和2年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 産業振興課長、佐藤勇樹君。

○産業振興課長（佐藤勇樹君） 認定第7号 令和2年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億269万1,423円、歳出総額につきましては1億259万1,423円、歳入歳出差引残高は10万円ございます。

主な歳入についてご説明いたします。

加入負担金140万8,000円、浄化槽使用料1,640万5,580円、他会計繰入金6,437万7,843円、村債2,040万円でございます。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

料金システム使用料やメンテナンスなどの営業費は4,852万円369円、建設費が3,034万円5,700円、公債費が元金・利子合わせて2,372万円5,354円でございます。

なお、詳細につきましては、令和2年度決算書及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 住民健康課長、山口登美君。

○住民健康課長（山口登美君） 認定第8号 令和2年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は4,482万9,670円、歳出総額は4,482万9,670円、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

主な歳入内容につきましてご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料1,879万2,430円、6 款繰入金2,557万4,240円であります。

次に、主な歳出内容についてご説明いたします。

1 款総務費152万9,649円、2 款後期高齢者医療負担金4,261万2,807円、3 款保健事業費67万5,524円であります。

なお、詳細につきましては、令和2年度決算書並びに決算状況及び主要な施策の成果のとおりでございます。

ご審議いただきまして、認定のほど、よろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 以上の7案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、7案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより認定第2号から認定第8号までの7案件を採決いたします。

お諮りいたします。

7案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第8号までの7案件は原案のとおり認定いたしました。

---

#### ◎認定第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第16、認定第9号 令和2年度山梨県東部広域連合一般会計決算の認定についてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） ふるさと振興課長、山口かおり君。

○ふるさと振興課長（山口かおり君） 認定第9号 令和2年度山梨県東部広域連合一般会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、山梨県東部広域連合が令和3年3月31日に解散したことに伴い、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の審査意見をつけて、構成市村の議会の認定に付するものであります。

令和2年度山梨県東部広域連合一般会計決算内容ですが、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ1億348万313円、歳入歳出差引額ゼロ円、翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ円、実質収支額ゼロ円の決算です。

詳細につきましては、令和2年度山梨県東部広域連合一般会計歳入歳出決算書及び主要な施策の成果説明書のとおりでございます。

ご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより認定第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、認定第9号 令和2年度山梨県東部広域連合一般会計決算の認定については原案のとおり認定いたしました。

---

#### ◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第17、同意第1号 道志村副村長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第1号 道志村副村長の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

次の者を道志村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村7647番地の1。氏名、山口晃司。生年月日、昭和34年3月5日。

提案理由につきましては、地方自治法第161条の規定により、村条例で副村長の定数を1名と定めており、同法162条の規定により、議会の同意を得て、これを選任するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することと決定いたしました。

---

#### ◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第18、同意第2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 教育長、佐藤文泰君。

○教育長（佐藤文泰君） 同意第2号 道志村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本年9月30日付の委員1名の任期満了により退職になりますので、次の者を道志村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村11250番地。氏名、カトウチカ。生年月日、昭和45年6月3日。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することと決定いたしました。

---

### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 日程第19、同意第3号 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 総務課長、菅谷克士君。

○総務課長（菅谷克士君） 同意第3号 道志村監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、山梨県南都留郡道志村9620番地。氏名、山口米一。生年月日、昭和23年7月1日。

提案理由につきましては、委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得て、これを選任するものであります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することと決定いたしました。

---

### ◎日程の追加

○議長（出羽和平君） ただいま議会から、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願及びその意見書、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、追加日程第1、請願第1号及び追加日程第2、発議第1号、追加日程第3、発議第2号として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程第1に請願第1号、追加日程第2に発議第1号、追加日程第3に発議第2号を追加し、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第1、請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、会議規則92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、紹介議員であります佐藤徹君より要旨の説明をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 4番、佐藤徹君。

〔4番 佐藤 徹君 登壇〕

○4番（佐藤 徹君） 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてのご説明をいたします。

請願人は、南都留地区PTA協議会、南都留地区公立小中学校校長会、南都留地区公立小中学校教頭会、山梨県教職員組合都留支部となっております。

請願内容は、次の4項目について決議し、あわせて、国の関係機関への意見書の提出を求めるものであります。

1つ、小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。

1つ、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教育職員定数改善を推進すること。

1つ、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

1つ、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上が請願の内容となります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第2、発議第1号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書を議題といたします。

提案者、佐藤徹君から提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 4番、佐藤徹君。

[4番 佐藤 徹君 登壇]

○4番（佐藤 徹君） 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対応や貧困、いじめ、不登校など、解決すべき課題が山積しております。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。また、長時間労働是正に向けて、教職員の働き方改革が進められていますが、大きな改善が見られていないのが現状です。様々な教育課題に迅速に対応し、豊かな学びを実現していくためには、教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本村のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として、定数改善に向けた財源保障のためにも国庫負担率2分の1への復元が必要です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように以下の措置を講じられることを強く要請します。

1、小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振替えではなく、教員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実施するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること。

4、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月8日。

山梨県道志村議会議長、出羽和平。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。  
以上です。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（出羽和平君） 追加日程第3、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し  
地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提案者、大田博文君から提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 10番、大田博文君。

〔10番 大田博文君 登壇〕

○10番（大田博文君） 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の  
充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国全体に甚大な経済的・  
社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年  
度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナ感染症対策はもとより、地方財政、雇用対策、防災・

減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は、本来国庫補助金等により対処すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた措置に係る固定資産税の課税額標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日、山梨県道志村議会議長、出羽和平。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房。

以上です。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（出羽和平君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（出羽和平君） 日程第20、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長、各常任委員長から、閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長、各常任委員長申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（出羽和平君） ここで、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（出羽和平君） 村長、長田富也君。

〔村長 長田富也君 登壇〕

○村長（長田富也君） 令和3年第5回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

9月7日の開会から本日までの11日間、提案いたしました諸案件につきまして、慎重なる

ご審議の上、全議案を可決、承認いただき、誠にありがとうございました。

一般質問では、村政の課題について、議員さん2名から、それぞれのご質問、ご意見をいただきました。回答もさせていただいたところでございます。十分参考にさせていただき、村政発展のために努めてまいり所存でございます。

さて、依然世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスですが、山梨県にも適用されたまん延防止等重点措置は解除となり、県でも感染症対策を行いながら、県民生活の再建に向けた取組と経済の再生への施策に取り組んでいくことが公表されました。村でも今定例会で議決いただいた補正予算で、水源の郷地域活性化、暮らし応援商品券事業など、住民の皆様の生活を支える事業を計上し、議決後、速やかに事業を執行するため、取り組んでいるところであります。

また、感染抑制の決め手となるワクチン接種につきましては、希望する全ての住民が9月29日をもって終了する予定となります。また、12歳以上の2回目接種率が9月15日現在で86.8%となり、村を挙げて集団免疫が獲得できたものと思っております。これもひとえに、議員各位のご理解と住民の皆様のご協力のおかげと心から感謝申し上げます。

今後も引き続き、山梨県と連携しながら感染防止対策に取り組み、住民の皆様のご生活再建と経済の再生に取り組んでまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、今期定例会におきまして、議員各位から賜りました多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でありますので、引き続きご指導とご協力のほど、重ねてお願い申し上げます。9月議会定例会の閉会に当たり挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（出羽和平君） これで、本日の日程はすべて終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（出羽和平君） これをもって令和3年第5回道志村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時18分)

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---